



## 東京で女性が輝く社会に向けた 国際シンポジウムが開幕

### ■ 「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウムが開催

政府、経済界で女性の活躍できる社会づくりを話し合う「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」が9月12日～14日の日程で開催されました。当シンポジウムは、ラガルドIMF専務理事をはじめ世界各国から政治リーダー、ビジネスリーダー、有識者が参加し、女性就労の経済効果や多様な働き方、世界共通の女性の課題などについて議論を行い、女性活躍促進のための手段を発信するものです。安倍首相らは、これを世界の経営者や政治家が集まる世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）になぞらえ「女性版ダボス会議」と位置づけています。



出所：首相官邸ホームページ

### ■ 安倍首相が全ての女性が輝く政策パッケージを10月に取りまとめると表明

安倍晋三首相は基調講演で、「女性がいつでも誰でも夢にチャレンジできる社会」を2020年までに実現するため、政策を切れ目なく打ち出すと強調し、女性の活躍を後押しする政策を総合的に示す「全ての女性が輝く政策パッケージ」を10月に取りまとめると表明しました。

また、従来より打ち出している2020年までに女性が指導的地位に占める割合を30%とする目標を改めて強調し、成長戦略などで打ち出した政策を着実に実行に移す考えを示しました。更に、女性登用に積極的な企業への支援策では「政府調達での受注機会の増大を図る」ことを明言、2014年度中から政府が物品や資材などを調達する際、女性の登用が進んでいる企業を優遇する方針が示されました。女性が経営する企業の事業拡大を支援する補助金を創設する意向も新たに示されました。

#### 首相講演の主要なポイント

「全ての女性が輝く政策パッケージ」を10月に取りまとめる
2020年までに、女性が指導的地位に占める割合を30%とする目標に向け、今こそ行動が必要
上場企業では、少なくとも1人は役員に女性を登用して欲しい
女性役員の人数を有価証券報告書に開示するよう義務付ける制度改正を実施
女性の活躍を推進する企業に政府調達での受注機会の増大を図る
待機児童解消に向け、来年度から3年間で20万人分の入園枠を確保

### ■ ラガルドIMF専務理事が女性の活躍が国の潜在成長率を引き上げると言及

国際通貨基金(IMF)のラガルド専務理事はシンポジウムの中で基調講演を行いました。女性の労働参加については「国の潜在成長率を引き上げることに貢献できる」と強調、グローバル経済にとって女性を労働力に取り込むことは「計り知れない好材料になり得る」と女性の力の活用を訴えました。

高齢化が進む日本への提言として、女性が力を発揮できるよう経済的地位を向上させることができるかが緊急性を持つ問題であると指摘しています。「日本の中長期的な潜在成長率は1%程度」との認識を示したうえで、安倍首相が進める女性活用の施策が積極的に展開されれば「成長率を年0.25%ずつ押し上げる」との見方を示しました。特に、女性は個人消費の需要の大きな担い手であるとして「経済を成長させなければ女性に主導権を握らせようではありませんか」と呼びかけています。そのための政策として、政府に対して子育て支援の不足に言及し、規制緩和で民間が参入しやすくすることを求めています。

今後も「女性の活躍」によって、中長期に企業価値を向上させていくことのできる企業、「女性の活躍」によって新たに生まれるニーズを捉えた商品・サービスを展開し、利益を伸ばしていくことのできる企業にますます注目が集まりそうです。



## ファンドの特色

- わが国の株式を主要投資対象とし、日本の新たな成長戦略の中核と位置づけられる「女性の活躍」をテーマに、中長期的に投資魅力が高いと判断される銘柄に実質的に投資します。
- ポートフォリオの構築に際しては、ボトムアップ・アプローチによる個別企業の調査や産業調査等を通じて銘柄分析を行い、利益成長性が高いと判断される銘柄に投資を行います。
- 原則として、年2回決算を行い、決算毎に収益分配方針に基づき分配を行います。

## 投資リスク

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の株式への投資を行いますので、組入れた有価証券等の値動きにより当ファンドの基準価額は大きく変動することがあります。当ファンドは、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により解約・償還金額が投資元本を下回り、損失を被る可能性があります。運用により信託財産に生じた利益または損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドは、預貯金とは異なります。預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

## お申込みメモ・ファンドの費用

当初信託設定日	平成26年6月6日
購入単位	販売会社が定める単位 収益分配金を再投資する場合は1口の整数倍とします。
購入価額	購入申込受付日の基準価額（当初申込期間中は1口=1円） ※ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	換金申込受付日から起算して5営業日目より、申込みの販売会社でお支払いします。
申込締切時間	営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日の申込み分とします。
購入の申込期間	当初申込期間：平成26年5月19日～平成26年6月5日 継続申込期間：平成26年6月6日～平成27年7月17日 ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、委託会社の判断により、大口のご換金の場合には制限を設けさせていただく場合があります。
購入・換金申込受付中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の購入・換金の申込みの受け付けを中止することおよびすでに受付けた申込みの受け付けを取消す場合があります。
信託期間	平成36年4月17日まで ※委託会社は、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、信託期間を延長することができます。
繰上償還	受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合等には、繰上償還することがあります。
決算日	毎年4月17日および10月17日（休業日の場合は翌営業日） ただし、第1期決算日は平成26年10月17日

収益分配	毎決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。 ※「一般コース」および「自動継続投資コース」があります。 詳しくは、販売会社までお問い合わせください。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。少額投資非課税制度の適用について、詳しくは、販売会社までお問い合わせください。益金不算入制度ならびに配当控除の適用が可能です。

### 投資家が直接的に負担する費用

購入時手数料	3.24% (税抜 3.0%) を上限として販売会社が定める手数料率を、購入申込受付日の基準価額に乗じて得た額となります。 ※自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。
信託財産留保額	換金申込受付日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額とします。

### 投資家が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	毎日、信託財産の純資産総額に年率1.4418% (税抜 1.335%) を乗じて得た額とします。 運用管理費用 (信託報酬) は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。運用管理費用 (信託報酬) の配分は、以下のとおりです。 <table border="1"> <tr> <td>(委託会社)</td> <td>年率0.70% (税抜)</td> </tr> <tr> <td>(販売会社)</td> <td>年率0.60% (税抜)</td> </tr> <tr> <td>(受託会社)</td> <td>年率0.035% (税抜)</td> </tr> </table>	(委託会社)	年率0.70% (税抜)	(販売会社)	年率0.60% (税抜)	(受託会社)	年率0.035% (税抜)
(委託会社)	年率0.70% (税抜)						
(販売会社)	年率0.60% (税抜)						
(受託会社)	年率0.035% (税抜)						
その他費用・手数料	監査費用、目論見書等の作成、印刷および交付費用および公告費用等の管理、運営にかかる費用、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用等が、信託財産より支払われます。◆その他費用・手数料については、資産規模および運用状況等により変動しますので、料率、上限額等を表示することができません。						

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「手続・手数料等」をご覧ください。

## 委託会社、その他関係法人

委託会社：BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社(ファンドの信託財産の運用指図等)

金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第406号

加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

受託会社：野村信託銀行株式会社(ファンドの信託財産の保管・管理業務等)、販売会社：(募集・販売の取扱い等)

## ご留意事項

■当資料は、BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が作成した金商法第13条第5項に規定する目論見書以外のその他の資料です。■当資料は信頼できると判断した情報に基づき作成しておりますが、情報の正確性・完全性について保証するものではありません。■当資料に掲載されている数値、図表等は、特に断りのない限り当資料作成時点のものであり、事前の連絡なしに今後変更されることがあります。■当ファンドに生じた損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。■当ファンドのご購入に際しては、販売会社よりお渡します投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、お客様ご自身でご判断ください。